

EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームについて

政策統括官

（統計・情報政策、労使関係担当）

E B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームについて

設置の目的・概要

- E B P Mの実践を通じた統計の利活用を推進し、厚生労働省職員が統計データに係る分析手法を習得できるようにするため、政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）にE B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下「若手チーム」という。）を令和元年12月27日に設置した。
- チーム長は政策企画官、チーム長代理は政策立案・評価推進官を充て、省内でE B P Mに関心のある者等有志からチーム員が構成される。
- E B P Mの取組が進んでいない労働、福祉分野を中心に分析等を実施し、分析結果をレポートや白書、審議会資料等に活用することを目指す。

実績・今後の活動予定

【令和2年度の実績】

- 令和2年度においては、10名のメンバーが参加し、4回の全体会合を開催した。分析テーマに応じて3つのサブチーム（①働き方改革、②女性のキャリアと子育て、③障害者雇用）を設置した。
- 障害者雇用の分析結果については、令和3年5月11日に公表し、その後記者勉強会を実施し、「週刊社会保障」6月21日号に掲載、行革事務局のメルマガにて7月5日に配信を行った。

【令和3年度の実績】

- 令和3年度においては、25名のメンバーが参加し、2回の全体会合及び5回の進捗報告会を開催した。分析テーマに応じて6つのサブチーム（①医療費・医療保険、②働き方改革・労働基準、③子ども・雇用均等、④生活困窮者、⑤障害者雇用、⑥人材開発）を設置した。
- 時間外労働の上限規制の分析結果については、令和3年12月27日に公表した。
- 生活困窮者自立支援制度の効果検証については、令和4年4月11日に公表した。

【令和4年度の活用内容・今後の予定】

- 令和4年度においては、メンバーを入れ替え、新たな分析に向けて、令和4年5月から活動開始予定。分析結果が出たものから、年度内の公表を目指す。

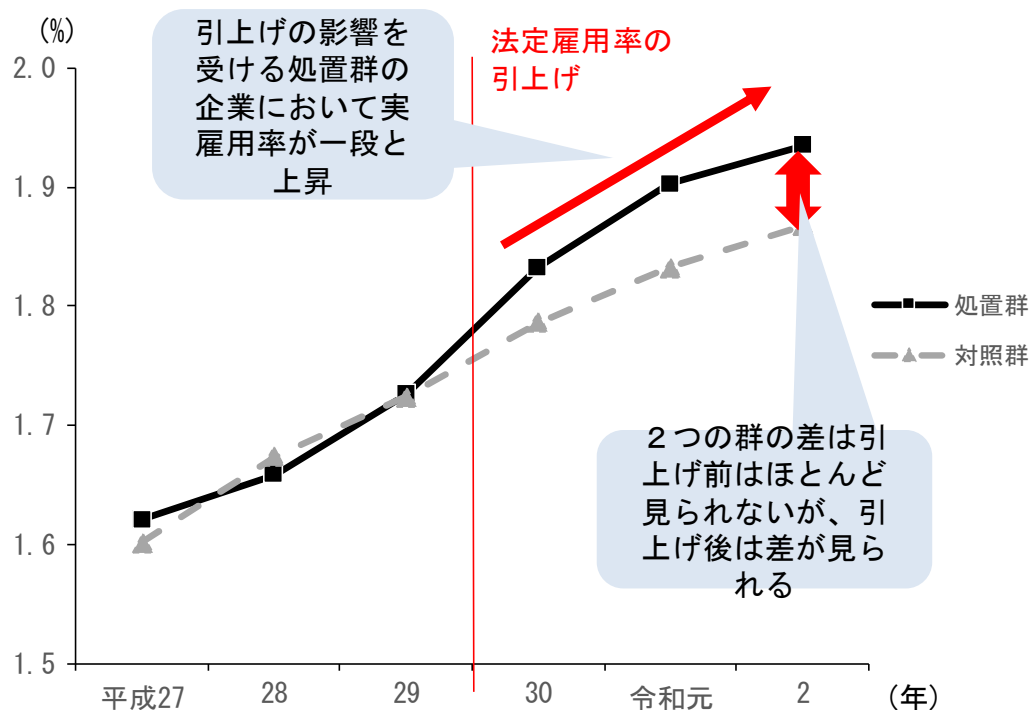
労働政策研究・研修機構との連携

- 若手チームの活動を推進するため、労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）と連携し「E B P Mセミナー」を開催。
 - 令和2年度第1回 令和2年8月7日 演題：「男性の育休と育児の現状～今後のE B P Mに向けて～」(JILPT 池田心豪主任研究員)
 - 令和2年度第2回 令和2年12月23日 演題：「最低賃金引き上げによる賃金・雇用への影響 中間報告」(若手チームメンバー) 等
 - 令和3年度第1回 令和3年8月5日 演題：「健康と労働政策」に関連した報告(JILPT 高見具広副主任研究員 等)
 - 令和3年度第2回 令和4年3月24日 演題：「公共職業訓練（離職者訓練）とE B P M」(JILPT 志村理事) 等
- 今後も引き続き、労働分野に関連したテーマを取り上げ、実施予定。

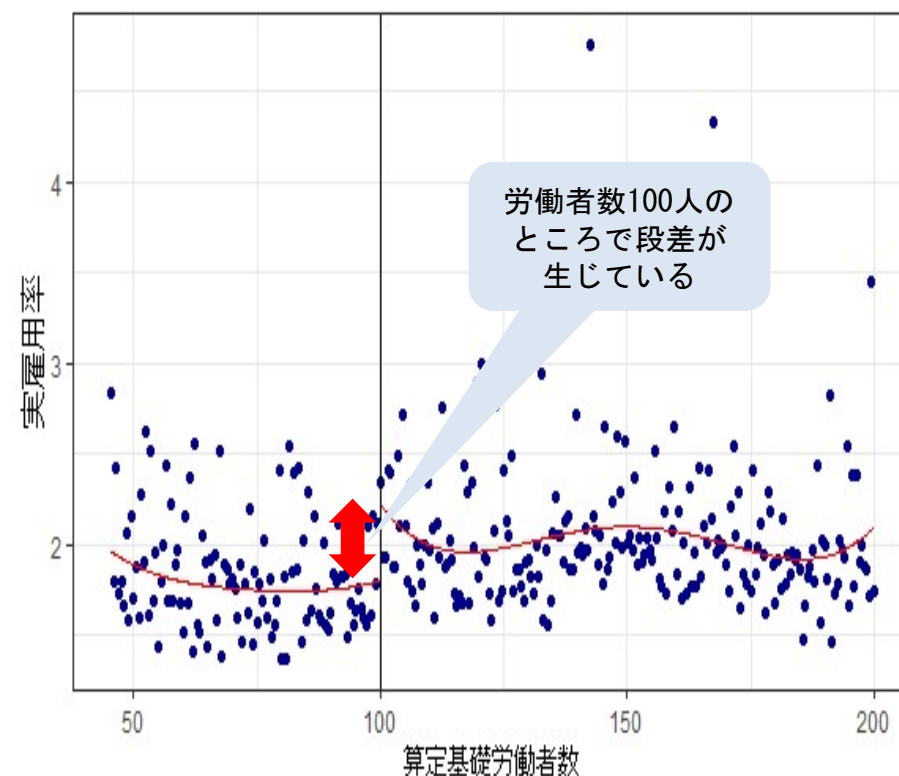
○平成30年4月の法定雇用率引上げにより、障害者を追加的に雇用する義務が生じた企業と、追加雇用義務が生じていない企業との間で、差の差（Difference-in-Difference）分析を行った結果、引上げ後において障害者を追加的に雇用する義務が生じた企業ほど、労働者に占める障害者の割合である実雇用率が一段と高まっており、法定雇用率引上げにより障害者の雇用が促進されていることが示唆された。

○障害者雇用納付金制度の対象となる、労働者100人超の企業と100人以下の企業との間で、回帰不連続デザイン（Regression Discontinuity Design）の分析を行った結果、閾（しきい）値となる100人のところで実雇用率に段差が生じており、障害者雇用納付金制度によって障害者の雇用が促進されていることが示唆された。

法定雇用率引上げによる実雇用率の差の差分析



100人を閾（しきい）値とした回帰不連続デザイン



（資料出所）厚生労働省「障害者雇用状況報告」の特別集計

（注）差の差分析においては、算定基礎となる労働者数が455人未満を対象に集計

EBPMの分析レポート（時間外労働の上限規制） 概要

○平成31年4月に時間外労働の上限規制が大企業に導入されたことにより、時間外労働への影響が見られるかについて、回帰不連続デザイン（Regression Discontinuity Design）の考え方をを用いて、大企業・中小企業の定義のひとつとして用いられる資本金に注目して分析を行った。

○令和元年における資本金の閾（しきい）値では、長時間労働割合に段差（下記の図では青い矢印で示している）が見られるが、それ以前の平成28年や、時間外労働の上限規制が全面適用された令和2年では、閾値において段差が見られない。令和元年においてのみ、閾値における段差が見られたため、平成31年4月の上限規制適用による効果が示唆された。

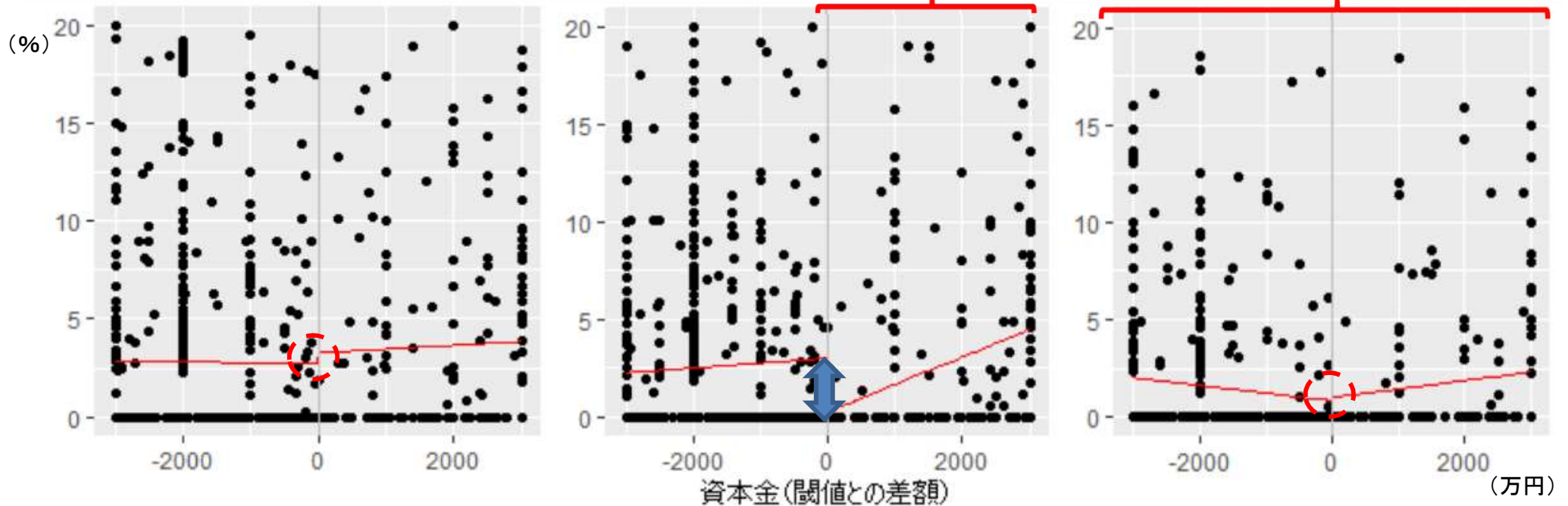
時間外労働（推計）月45時間超の正社員割合に関する回帰不連続デザイン（事業所単位）

【平成28年】

【令和元年（大企業のみ適用）】

【令和2年（全面適用）】

※働き方改革実行計画策定（平成29年3月28日）の前年



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」をもとに、EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームにおいて特別集計。

（注）時間外労働は、（超過実労働時間数＋所定内労働時間数－8×実労働日数）を計算することで、推計している。

企業規模の要件を満たしている事業所のみを集計対象とし、時間外労働の上限規制に係る除外産業・除外職業を含む建設業、運輸業、医療・福祉は集計対象外としている。

資本金（閾値との差額）は、閾値（小売業・サービス業は5,000万円、卸売業1億円、その他3億円）との差額であり、いずれの年においても「経済センサス-活動調査」（平成28年）の値を用いている。

本分析レポートでは、閾値から3,000万円前後において比較した結果を示している。また、赤線は、各資本金における時間外労働（推計）月45時間超の正社員割合の平均の分布を取ったものである。

EBPMの分析レポート（生活困窮者自立支援制度の効果検証） 概要

○生活困窮者自立支援制度等の各事業が就労者数の増加に与える影響について、全国の福祉事務所設置自治体ごとに、固定効果（地域特性や年度特性の影響）を考慮した重回帰分析を用いて検証した。

○就労者数の増加に対して、効果が有意に見られたのは、以下の事業であった。

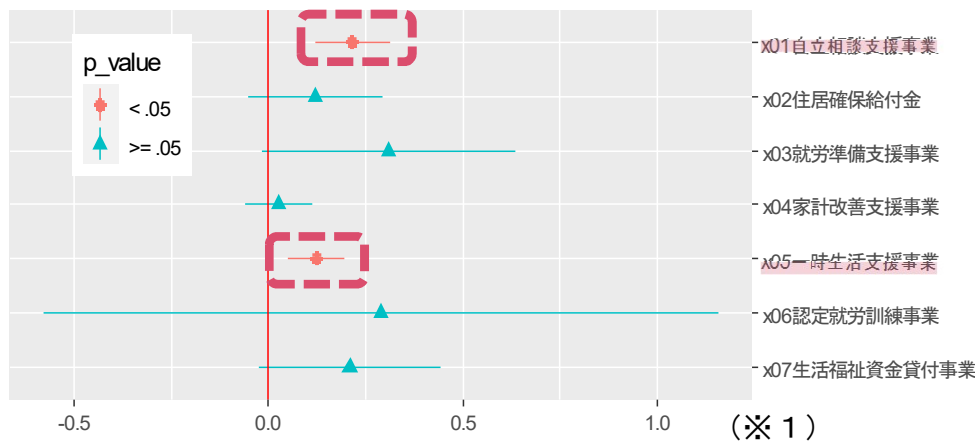
- ・自立相談支援事業
- ・一時生活支援事業

○遅効性のある事業について検証したところ、就労準備支援事業を実施した翌年度に就労者数の増加が見られた。

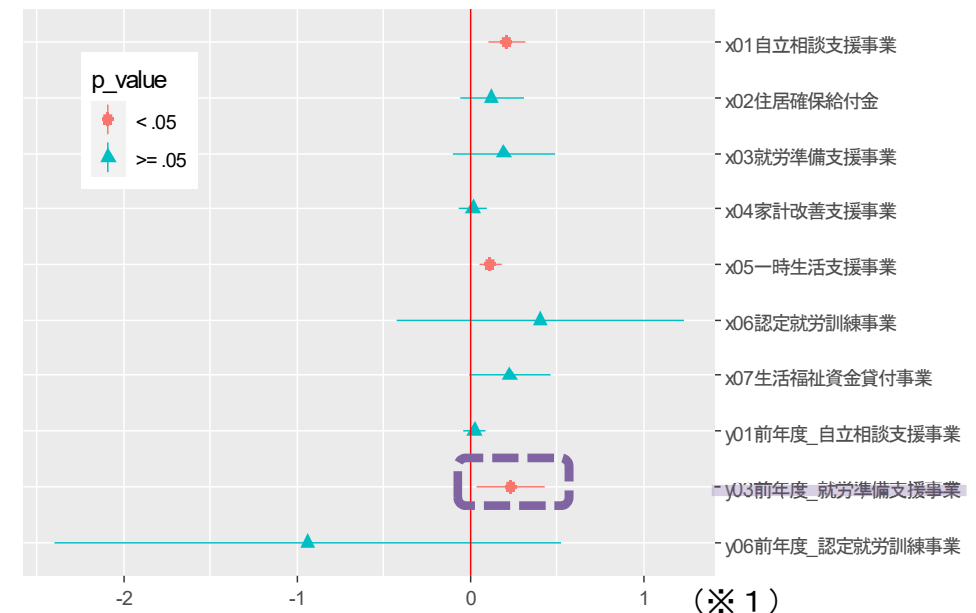
○なお、各事業の目的や支援の対象者の特性（就労困難度等）は異なることから、本分析の結果が各事業の有効性を否定するものではないことに留意が必要である。より正確な結果を得るためには、長期的に効果を検証することが求められる。

就労者数の増加に対する政策効果（95%信頼区間の形で表示）

【単年度モデル】



【複数年度モデル】（※ 2）



（資料出所）

厚生労働省の実施する「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査」の結果をもとに、EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームにおいて特別集計。

（※ 1）グラフの横軸は、重回帰分析の係数を示しており、縦軸で示されている各事業の利用件数が追加的に1件増えたときに、就労者数が何人増えるかを示している。
（※ 2）就労支援を行う事業は、就労者数の増加という結果を得るまでに一定の期間を要すると考えられるため、前年度の実施状況を変数に含め検証を行った。